

カナダにおける大麻（マリファナ）の合法化について

1. カナダでは、本年 10 月 17 日から、大麻（マリファナ）の所持・使用が合法化されます。
2. 一方、日本では大麻取締法において、大麻の所持・譲受（購入を含む）等については違法とされ、処罰の対象となっています。
3. この規定は日本国内のみならず、海外において行われた場合であっても適用されることがあります。
4. 在留邦人や日本人旅行客におかれましては、これら日本の法律を遵守の上、日本国外であっても大麻に手を出さないように十分注意願います。

（参考）カナダにおける大麻に関する法律（2018 年 6 月 21 日成立）

（1）目的

同法は、カナダ全土における大麻の製造、頒布、販売及び所持を管理するための厳格な法的枠組を策定するものであり、①未成年者による大麻の利用を防止すること、②大麻による利益から犯罪者を排除すること、③安全で合法的な大麻を成人が利用できるようにし公衆の健康と安全を保護することを目的とする。

（2）主な内容

① 大麻使用の管理

州法が規定するところに基づき、18 歳以上の者*は合法的に 30 グラムまで大麻を所持したり他の成人と共有したりすることができるものとする。

* 州・準州は、同法の定める年齢よりも高い年齢（例：19 歳）を州の大麻使用の最低年齢として定めることができる。

② 未成年者の保護

18 歳未満の者に対し大麻の販売又は提供した者は、懲役 14 年以下の罰則が科されるものとする。

なお、大麻が販売される場所、大麻の使用が禁止される場所等の細則については州法で規定されることとなる。

（3）注意事項

大麻のカナダ国外への持出し及びカナダ国内への持込みについては、同法施行後も引き続き違法となる。

（4）その他

大麻の合法化についてはトルドー政権が公約として掲げていた重要施策の一つ。